十七第一項に規定する認定地方公共団体（第三号ロにおいて「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この⑴において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この⑴において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（第三号ロにおいて「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（第三号ロにおいて「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第三号ロにおいて「国家戦略特別区域限定保育士」という。）の員数を満たしていないこと。

⑵　［略］

［略］

ハ　［略］

二　［略］

三　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注４の⑴及び注５のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　［略］

ロ　指定放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。

⑵　［同上］

［同上］

ハ　［同上］

二　［同上］

三　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注４の⑴及び注５のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　［同上］

ロ　指定放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。